

◇番号：202409

◇研究機関名	福島大学	◇不正の種別	旅費の虚偽請求（カラ出張）、及び二重請求
◇不正が行われた年度	平成 29 年度～令和 5 年度	◇最終報告書提出日	令和 6 年 9 月 11 日
◇不正に支出された研究費の額	397,640 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

**【発覚の時期及び契機】**

令和 5 年度福島大学の内部監査において、出張先の団体等に事実確認を求めたところ、複数の団体等から「出張の事実が確認出来ない。」旨の回答があったため、監査室長が令和 6 年 2 月 19 日に福島大学の通報窓口（当時総務課長）に通報した。

**【調査に至った経緯等】**

国立大学法人福島大学教育研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則（以下、「細則」という。）第 4 条第 3 項による予備調査において、教育研究費不正使用の存在の可能性があると判断し、細則第 5 条第 1 項に基づき、令和 6 年 4 月 12 日に調査委員会を設置し、調査を開始した。

◇調査

**【調査体制】**

- ・調査委員会（学内委員 5 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施した。

**【調査内容】**

- ・調査期間  
令和 6 年 4 月 30 日～令和 6 年 8 月 20 日
- ・調査対象  
調査対象者：当該教員  
調査対象経費：平成 29 年度～令和 5 年度における当該教員が支出等に関連した全ての財源
- ・調査方法  
書面調査、出張先機関への照会、当該教員へのヒアリング

◇調査結果

**【不正の種別】**

旅費の虚偽請求（カラ出張）、及び二重請求

**【不正の具体的な内容】**

- ・動機、背景
  - ①虚偽の申請による旅費の受給  
当該教員は、予定している出張について、全てを事前にシステムへの入力を行い出張に行くこととしていたが、その後の急な仕事や体調不良などの理由で、実際の出張日程を自身の判断で変更している。旅行命令簿の用務内容では、ヒアリング調査を行うこととしていたものを、目視による調査方法に変更し現場状況を確認したと主張している。また、学会・シンポジウムへの出張についても、業務の多忙化等により、参加できなかったとしている。  
なお、いずれの場合も申請時の用務と実際の用務が違う場合や、出張先に行っていない場合などは旅費の変更・取消が必要であるが、当該教員は手続きを行わなかった。当該教員は、旅費の変更・取消を行わなかったことについても、意図的ではなく、多忙による精神上的の混乱が招いた手続き上の瑕疵としている。調査委員会は、正確に記載しなくてもよいと当該教員自身で判断していることが複数回あることからすれば意図的とし、故意または重大な過失があったとしている。多忙であった

にせよ、当該教員の研究倫理観の欠如、旅費手続き等への認識の甘さが背景にあると考える。

## ②旅費の二重請求

先方からの旅費負担はない予定であったため、学内予算から旅費を支給する手続きを行ったが、実際に出張した際に、先方の予算から旅費の支給があった。その場合は、学内予算の旅費支給手続きの取消を行う必要があったが、当該教員は行わなかった。その結果、先方からと学内予算から旅費が支給され、二重受給となった。①同様に、当該教員の研究倫理観の欠如、旅費手続き等への認識の甘さが背景にあると考える。

### ・手法

福島大学では、出張前に「旅行命令簿」、出張後に「出張報告書」を提出することを出張者に義務付けている。旅行命令簿の申請時には、学会等のプログラム、開催要項が添付されており、申請手続きは正常に行っていた。出張後に出張報告書を提出し、そのなかで出張内容等を記載するが、虚偽の内容を記載していた。行けなかった出張や先方から旅費の支給があったものについては取消手続きを行う必要があるが取消することなく、虚偽の出張報告書が提出されていた。

なお、平成 29 年度時点では、出張を証明する写真等の提出義務はなく、出張報告書の提出のみであった。また、出張報告書に重複受給の有無を確認するチェック項目も平成 29 年度時点ではなかった。

### ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費 助成事業	80,280 円	平成 29 年度	1 人
寄附金	275,180 円	平成 29 年度、令和元年度～令和 5 年度	1 人
学内予算	42,180 円	平成 29、30 年度	1 人
計	397,640 円		1 人（実人数 <sup>※</sup> ）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

### ・私的流用の有無

不正に支払われた旅費の用途について、当該教員からは、申請した旅費以外にも出張に行っており、その旅費に充当したとしているが、出張を裏付ける書類や交通費に使用した領収書等の提出はなかった。また、当該教員からのヒアリングにおいて、当該教員の個人名義口座に振り込まれていること、給与をはじめ他の収入も入金があること、当該教員が生活費等の支出も含め日常的に使用している口座であること、不正に支払われた旅費を明確に管理していないことを確認した。

したがって、不正に支払われた旅費は他の収入等と混ざって使用されている以上、全額を私的流用と認定した。

### 【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

国立大学法人福島大学内部監査規程第 14 条に基づき実施した出張先への事実確認の調査の結果、具体的な証拠（出張事実がない旨の回答書、及び先方が旅費を支給した旨の回答書）が確認されたことから、平成 29 年 4 月から令和 5 年 4 月までの間、合計 20 件、397,640 円の旅費を不正に領得していたと認定した。

### ◇不正の発生要因と再発防止策

#### 【発生要因】

<当該教員の倫理観の欠如>

福島大学においては、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき作成したコンプライアンス教育用テキストを使用し、毎年度、部局責任者によるコンプライアンス教育、及び理解度調査を実施（正答率 80%未満の場合は再受講）している。当該教員は毎年度コンプライアンス教育を受講し、理解度調査及び教育研究費の管理・運営に関する誓約書を提出していた。しかし、今回のような研究費の不正使用を行った背景には、当該教員の研究倫理及び行動規範遵守の意識の欠如があった。

<制度運用面の問題>

不正が発生した当時（令和 5 年 8 月以前）は、出張後の用務確認資料の提出が任意提出となっていたため、用務実態の確認が必ずしも行われていなかった。しかし、令和 5 年 9 月以降は出張後の用務確認資料の提出を義務付け、制度運用の改善を行った。

**【再発防止策】**

①コンプライアンス教育、啓発活動

- ・学長のリーダーシップのもと、本事案も踏まえ、全構成員へ不正使用撲滅の意識を周知徹底し、構成員の研究費不正使用防止意識改革を図る。
- ・コンプライアンス教育テキストを直近の不正事案を踏まえ改正したところであるが、本事案や他機関の最近の事例を取り上げ、不正防止意識の醸成を図る。特に旅費の請求手続について注意点を充実させ、事実と異なる書類を提出することは不正行為であり、懲戒処分の対象となることを周知・徹底する。

②旅費に関する事務手続の改善、牽制体制の強化

- ・令和 2 年度から、出張報告書に他機関からの旅費の有無を記載することを義務付けているが、改めて事実に基づき記載するよう周知する。
- ・令和 5 年 9 月以降の出張から、事前決裁時（出張前）の用務内容が分かる資料、事後決裁時（出張後）の出張の事実が確認できる資料の提出を義務付けているが、出張の目的および実施計画、その結果について明らかとなるような資料の提出を改めて周知する。
- ・以前より、旅行命令簿及び出張報告書に用務先、用務内容を具体的に記入することを周知しているが、出張報告書に記載すべき事項（面会者、内容、成果等）を明示するとともに、提出時（学類支援室等）・支払時（財務課）の確認を徹底する。また、申請済の出張に変更や中止が生じた場合は速やかに手続が必要であること及びその手続方法を周知する。
- ・日常的なモニタリングとして決議書の抽出監査を実施しているが、出張の一部について、内部監査において用務先への出張の事実確認を行っている。今後も継続し牽制体制の強化に努める。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

国立大学法人福島大学職員就業規則に基づき、令和 6 年 12 月 24 日付けで当該教員に対して出勤停止 9 ヶ月の懲戒処分を行った。

・本件の公表状況

令和 6 年 12 月 25 日に記者会見を行うとともに、福島大学ホームページに公表した。（氏名公表あり）